

(2) 東温市



① 各種の相談窓口について

お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
小児慢性特定疾病に関すること 子どもの病気や障がいに関する不安や悩み 病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み 同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室 〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
障がい者手帳に関すること 福祉サービスに関すること	東温市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒791-0292 東温市見奈良530番地1	電話 : 089-964-4406 FAX : 089-964-4446	月曜から金曜 (土日、祝日、 年末年始を除く) 8:30~17:15
保育所や幼稚園、一時預かりについて	東温市役所 保育幼稚園課 幼児教育・保育係 〒791-0292 東温市見奈良530番地1	電話 : 089-964-4484	月曜から金曜 (土日、祝日、 年末年始を除く) 8:30~17:15
病気や障がいのある子どもの就学に関わる相談について	東温市役所 学校教育課 学事係 〒791-0292 東温市見奈良530番地1 (市役所4階)	電話 : 089-964-4420	月曜から金曜 (土日、祝日、 年末年始を除く) 8:30~17:15
子育て、発達、虐待、不登校、いじめなど、子どもに関すること、子育てに関することについて	東温市子育て相談窓口 東温市役所 保育幼稚園課 子育て支援係内 〒791-0292 東温市見奈良530番地1	電話 : 089-964-4450	月曜から金曜 (土日、祝日、 年末年始を除く) 8:30~17:00
子どもの医療費に関すること 手当てや助成について	詳細は ガイドブック P50~		

相談内容	窓口	連絡先	受付時間
難病に関すること	中予保健所 健康増進課 難病・母子保健係 〒790-8502 松山市北持田町132 愛媛県中予地方局2階	電話：089-909-8757 FAX：089-931-8455	平日 8:30～17:15
発達障がいに関すること	愛媛県 保健福祉部 発達障害支援センター あい♥ゆう 〒791-0212 東温市田窪2135	電話：089-955-5532 FAX：089-955-5547	月曜から金曜 (土日、祝日、 年末年始を除く) 8:30～17:15

東温市地域自立支援協議会子ども部会では、子どもの発達に不安がある保護者の皆様、障がいのある子どもの保護者の皆様に役立てていただくことを目的に、リーフレット「子どもを支えるライフステージごとのしくみ」を作成しています。このリーフレットには、「乳幼児」「学童期」「成年期」といった、各成長段階に応じた相談先やサービス、医療等の情報を掲載しています。市役所社会福祉課（1階7番窓口）、社会福祉協議会の窓口で配布しております。また、東温市ホームページからデータをダウンロードできます。

子どもを支えるライフステージごとのしくみ

発行：東温市地域自立支援協議会 子ども部会 発行人：島田 昌子 発行日：2022年10月

<p>相談窓口</p> <p>◆東温市子育て相談窓口 964-4460</p> <p>◆東温市基幹相談支援センター 956-0150</p>	<p>◆東温市地域自立支援協議会 〒790-8502 松山市北持田町132 TEL: 089-909-8757 FAX: 089-931-8455</p> <p>◆中予保健所 〒790-8502 松山市北持田町132 TEL: 089-909-8757 FAX: 089-931-8455</p> <p>◆愛媛県保健福祉部 〒791-0212 東温市田窪2135 TEL: 089-955-5532 FAX: 089-955-5547</p>	<p>◆発達障害支援センター TEL: 089-955-5532 FAX: 089-955-5547</p> <p>◆発達障害者支援センター TEL: 089-955-5532 FAX: 089-955-5547</p> <p>◆発達障害者支援センター TEL: 089-955-5532 FAX: 089-955-5547</p>	<p>◆発達障害者支援センター TEL: 089-955-5532 FAX: 089-955-5547</p> <p>◆発達障害者支援センター TEL: 089-955-5532 FAX: 089-955-5547</p> <p>◆発達障害者支援センター TEL: 089-955-5532 FAX: 089-955-5547</p>
<p>乳幼児期 0～5歳</p> <p>◆子育て支援サービス ◆子育て支援センター ◆子育て支援センター ◆子育て支援センター</p>	<p>学童期 6～11歳</p> <p>◆東温市立小中学校の多様な学びの場 ◆東温市立小中学校の特別支援学校 ◆東温市立小中学校の特別支援学校</p>	<p>成年期 12歳～</p> <p>◆東温市立小中学校の特別支援学校 ◆東温市立小中学校の特別支援学校 ◆東温市立小中学校の特別支援学校</p>	<p>◆東温市立小中学校の特別支援学校 ◆東温市立小中学校の特別支援学校 ◆東温市立小中学校の特別支援学校</p>

東温市地域自立支援協議会 子ども部会 発行日：2022年10月



東温市HP

② 子育て支援について

子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。

東温市HPにて「東温市子育てガイドブック(令和2年度版)」が公開されています。

URL: <https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/24/9215.html>



○ 母子保健事業一覧

月齢別の保健サービス

名称	内容	対象	場所	時間
赤ちゃん訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんの発育確認(身体計測等) ・お母さんの産後の体調に関する相談 ・子育てに関する相談 等 	4か月未満児のいる全家庭	自宅	事前に電話にて相談
乳幼児相談	個別相談(保健師・管理栄養士・保育士) <ul style="list-style-type: none"> ・身体発育について ・母乳や離乳食について ・子育てについて 等 	乳幼児	総合保健福祉センター	9:00~10:30(予約制)
乳児一般健康診査(3~4か月)	愛媛県内の医療機関にて、乳児一般健康診査受診票を使用し、公費負担で健康診査を受けることができます。	生後3~4か月の間	愛媛県内医療機関	
離乳食教室	講話(管理栄養士) <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食の進め方と試食 親子遊びの紹介 個別相談	4~5か月児	総合保健福祉センター	受付: 9:30~10:00 教室: 10:00~11:30
7か月児教室	講話 <ul style="list-style-type: none"> ・病気や予防接種について(小児科医師) ・事故予防や小児救急について(救急救命士) ・歯みがきの方法等について(歯科衛生士) 絵本の読み聞かせ、絵本のプレゼント、親子遊びの紹介 個別相談	7か月児	総合保健福祉センター	受付: 12:30~13:00 教室: 13:00~15:00

名称	内容	対象	場所	時間
乳児一般健康診査 (9～11か月)	愛媛県内の医療機関にて、乳児一般健康診査受診票を使用し、公費負担で健康診査を受けることができます。	生後9～11か月間	愛媛県内医療機関	
1歳6か月児健康診査	身体計測、問診 内科診察、歯科診察、個別相談(生活・栄養・歯科・子育て相談など)	1歳6～7か月児	総合保健福祉センター	受付: 13:00 ※個別に時間を分けて案内します。
2歳児教室	親子遊びの紹介 講話 ・2歳の心とからだ 個別相談	2歳3～4か月児	総合保健福祉センター	受付: 9:00～9:30 健康診査: 9:30～11:00
楽しい歯みがき教室	歯科診察、フッ化物塗布 ブラッシング指導 個別相談	2～3歳児	総合保健福祉センター	受付: 9:00～10:15 教室: 9:00～11:00
3歳児健康診査	身体計測、問診 内科診察、歯科診察 個別相談(生活・栄養・歯科・子育て相談など)	3歳6～7か月児	総合保健福祉センター	受付:13:00～ ※個別に時間を分けて案内します。

〈お問い合わせ〉

東温市役所 健康増進課 母子保健係

〒791-0211 愛媛県東温市見奈良490番地1 (総合保健福祉センター)

電話：089-964-4407



○ 乳幼児の遊び（集い）の広場

……保護者と子ども（主に乳幼児）の交流はもちろん、子育ての相談や子育て世代に必要な地域の情報を提供している場所を支援する場所があります。子育て中のお母さんやお父さんとの情報交換の場としても利用できます。

乳幼児期の親子の遊び場

事業名	対象年齢	内容	開催日	時間	場所	電話番号
赤ちゃん広場	2歳未満 (未就園児)	・親子遊び ・自由遊び ・絵本の読み聞かせ ・子育て相談	毎週 水曜日	9:00~ 11:00	地域子育て 支援センター あおぞらルーム	089-990-1227
あおぞら広場	0~3歳 (未就園児)		毎週 火曜日	9:00~ 11:00		
			毎週 木曜日	9:30~ 11:00	さくら こども館	
学年別広場			月1回 程度 *直接お 問合せく ださい。	9:00~ 11:00	地域子育て 支援センター あおぞらルーム	
びよびよ クラブ		地域 子育て 支援セ ンター にお問 合せく ださい。		9:30~ 11:00	双葉保育所 南吉井保育所 南吉井第二 保育所 拝志保育所 川内保育園 上林保育所	
					市立幼稚園 いわがら こども館	
					公民館・集会所	
子育てサポ ート・親子遊び の広場			月1回 火曜日 (変更 あり)	9:30~ 11:00	中央公民館2階 大ホール	ファミリー・ サポート・センター とうおん 089-990-1130
あおぞら ルーム 自由開放		自由開放	毎週 火・水・ 木曜日	13:00~ 16:00	地域子育て 支援センター あおぞらルーム	089-990-1227

事業名	対象年齢	内容	開催日	時間	場所	電話番号
幼稚園開放	各幼稚園に直接お問い合わせください。				重信幼稚園	089-964-3092
					北吉井幼稚園	089-964-5952
					川上幼稚園	089-966-3755
					東谷幼稚園	089-966-3708
					西谷幼稚園	089-966-5850
子育て支援「すくすく」	未就学児	自由開放 交流と 遊びの場	直接お問合せ ください。		中央公民館1階 和室	社会福祉協議会 089-955-5535
親子で楽しむ お話し会 親子体験 こあらクラブ ぱんだクラブ	18歳以下 の児童 及びその 保護者	自由開放	休館日 毎週 火曜日、 祝日 (子どもの 日を除く) 年末 年始	・4/1~ 9/30 9:30~ 18:30	いわがら こども館	089-960-5003
				・10/1~ 3/31 9:30~ 17:30	さくらこども館	089-966-6169
				中学生 20:00 まで (18:00 以降は 保護者 の送迎 が必要) 高校生 20:00 まで	よしいの こども館	089-955-2026

子育てサークル

事業名	対象年齢	開催日	時間	場所	電話番号
ママサークル	0~1歳 (未就園児)	月1回程度 *直接お問合 せください。	9:00~11:00	地域子育て 支援センター あおぞらルーム	089-990-1227
ふたごサークル	0~3歳 (未就園児)				

子育て相談

事業名	内容	開催日	時間	場所	電話番号
子育て相談	子育てにつ いての相談	随時	直接お問合 せください。	総合保健福祉センター3階 地域子育て支援センター	089-990-1227

○ 東温市地域子育て支援センターについて

……東温市にお住まいの未就園学児を対象として、親子で安心して遊べる子育ての広場を開催しています。お子さんと一緒に遊んだり、スタッフや他の保護者の方と気軽に育児のことを話したりできるいろいろな広場を開催しています。お子さんの成長と一緒に喜び、不安や悩み、子育てについての心配ごとなどもお聞きしながら、子育て支援をしています。

事業：遊びの広場の開催・育児相談・情報提供・サークル支援など
場所：東温市見奈良490番地1（東温市総合保健福祉センター3階）
連絡先：089-990-1227
休館日：土・日・祝日・年末年始
利用対象者：東温市内の未就園児とその保護者（広場・クラブ・サークル）

1) 遊びの広場

あおぞらルームでのあそびの広場を開催しています。

対象：東温市在住の未就園児・保護者

毎週火曜日：あおぞら広場……未就園児親子対象

毎週水曜日：赤ちゃん広場……2歳未満の未就園児親子、出産を控えたパパママ対象

毎月1回：学年別広場



2) ぴよぴよクラブ

市内の保育所(園)・幼稚園、地域の公民館や集会所、児童館に子育て支援センターの職員がお伺いして、幼児さんと一緒に遊んだり、地域に散歩に出かけたりしています。

対象：東温市在住の未就園親子、出産を控えたパパママ

市役所・子育て支援センター・各児童館においてある子育て支援行事予定表、わくわくだより、とうおんメールにてお知らせしています。

* 保育所、幼稚園でのぴよぴよクラブは感染症対策のため事前の予約が必要となります。開催日の3日前までに子育て支援センターまでお申し込みください。

3) サークル

保護者の皆さんが交流し合い、互いに育児や子育てについてわいわい話せるサークルを行なっています。

【ままサークル】毎月1回。未就園の当年度・昨年度生まれの親子、出産を控えたパパママ対象です。

【ふたごサークル】双子ちゃん、多胎児ちゃん親子、パパママ対象です。

4)オンライン子育て相談

新型コロナウイルス感染症の影響で外出を抑えている方、子どもが小さくて長時間のお出かけが難しい方、きょうだいを連れて出かけるのは大変…など、様々な理由で子育ての相談ができず困っている方を対象に、オンラインで相談を行なっています。

完全予約制で、相談1件はおおむね30分

毎月第2・4火曜日（祝日を除く）13：30～16：00

〈お問い合わせ〉

東温市地域子育て支援センター

〒791-0211 愛媛県東温市見奈良490番地1（東温市総合保健福祉センター3階）

電話：089-990-1227

○ ファミリー・サポート・センターとうおんについて

……ファミリー・サポート・センターとうおんとは、すべての子育て家庭に対して、子育てしやすい環境づくりをめざし、安心して子育てができるように、子育てを助けてほしい人たち(利用会員)と、協力してあげたい人たち(協会員)とを組織化し、相互援助活動を行うところです。



●利用の仕方

1. 会員登録をします。
2. 利用会員は、支援の必要な日・日時をセンターに依頼します。
3. センターにて、3者（アドバイザー・利用会員・協会員）で事前に打ち合わせをします。
4. 依頼日のサポート支援を実施します。
5. 利用会員は協会員にサポート代金を支払います。

◆登録については、次のところまで、お問い合わせ下さい。

東温市総合保健福祉センター3F

東温市見奈良490番地1

電話:089-990-1130

(土日、祝日を除く 8：30～17：00)

●援助の内容

1. 保育所の保育時間前後の子どもの預かり、送迎
2. 放課後児童健全育成事業等終了後の子どもの送迎
3. 保護者の疾病時、又急用ができた時
4. 病後の回復期にある子どもの世話
5. 妊産婦家庭の子どもの世話
6. 保護者の求職活動、保育所が休みの時等
7. 保護者が突発的に短時間、臨時的に仕事がある場合
8. 子育てに悩む保護者への育児相談
9. 子育てに必要な保育用具のリサイクル、リースの斡旋
10. 子育て家庭を対象としたイベント等に参加し、家庭の児童の会場内保育
11. 保育所の行事、事業等に参加し、入所児童の保護者や在宅で子育て中の母親、協力会員相互等との交流連携

●利用料金

日時	料金
平日 9:00~17:00	1時間あたり600円
平日 上記以外	1時間あたり700円
土日祝日 9:00~17:00	1時間あたり700円
土日祝日 上記以外	1時間あたり800円



- ・最初の1時間まではそれに満たない場合でも1時間分の料金となります。
- ・ただし、複数の子ども（兄弟姉妹）を預かる場合、2人目からは半額です。
1時間を延長した場合、30分以内は基準額の半額とし、30分を超えた場合は1時間とします。
- ・ミルク、食事代、おやつ代、おむつ代は現物を渡し、または実費を利用会員がお支払いください。
- ・取り消しの場合、できるだけ早く事務局に伝えてください。
当日の取り消しや無断での取り消しは全額を利用会員がお支払いください。

〈お問い合わせ〉

ファミリー・サポート・センターとうおん

〒791-0211 愛媛県東温市見奈良490番地1（東温市総合保健福祉センター3階）

電話：089-990-1130

③ 手当や年金について

お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校終了前の児童)を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 15,000円/月(一律) ・3歳～小学生 10,000円/月 (第3子以降は15,000円) ・中学生 10,000円/月(一律) <p>※所得制限限度額以上の場合 5,000円(一律)</p>	<p>中学校終了前の児童を養育している父母等のうち、児童の生計を維持する程度の高い方</p> <p>※公務員の方は、職場に申請します。</p>	<p>東温市役所 社会福祉課 児童福祉係</p> <p>〒791-0292 東温市見奈良 530番地1</p> <p>電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446</p>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童)を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども1人の場合 43,160円～ 10,180円/月 ・2人目 10,190円～ 5,100円/月 加算 ・3人目以降 1人につき 6,110円～ 3,060円/月 加算 	<p>○支給対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童 ・父または母が死亡した児童 ・父または母が重度の障がいにある児童 ・父または母の生死が明らかでない児童 ・父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・父または母が法令により、引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻(事実婚を含む)によらないで懐胎した児童など <p>※所得制限あり</p>	

	手当	内容	対象	窓口
手 当	特別児童扶養手当	20歳未満で、身体または精神に中度以上の障がいがあるため常時の介護を必要とする児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方を対象に支給される手当です。 ・重度障がい児(1級) 52,500円/月 ・中度障がい児(2級) 34,970円/月	①児童が児童養護施設等に入所していないこと ②児童や父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいること ③児童が障がいを理由とした公的年金を受けていないこと(児童扶養手当、障害児福祉手当は併給可) ④受給者、その配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること	東温市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒791-0292 東温市見奈良 530番地1 電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446
	障害児福祉手当	20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障がいの状態であるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障がい児を対象に支給される手当です。 14,880円/月 ※ 令和2年4月改定	①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③障害年金などの障がいを支給条件とする公的給付を受けていないこと	
	特別障害者手当	20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障がいの状態であるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者を対象に支給される手当です。 27,350円/月 ※ 令和2年4月改定	①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③病院や老人保健施設に3か月以上入院・入所していないこと	



	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>国民年金加入中に病気やケガで障がいが残ったときや、20歳前の事故や疾病等で障害認定日に政令で定める障がい（国民年金の障害等級の1級・2級）の状態になった場合に支給される年金です。</p> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級 976,125円/年 + 子の加算 ・2級 780,900円/年 + 子の加算 	<ul style="list-style-type: none"> ●20歳前の障がい 20歳前に病気やけが、障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。 ●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間に国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合受けることができます。（保険料納付要件があります） 	<p>東温市役所 市民課 医療年金係</p> <p>〒791-0292 東温市見奈良 530番地1</p> <p>電話： 089-964-4471 FAX： 089-964-4446</p>
制度	心身障害者 扶養共済制度	<p>心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障がいの状態になったりした後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。</p> <p>障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の料金を納めることにより、保護者が死亡したり、重度の障がい者となったりしたときに障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入の制度です。</p>	<p>障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> ①東温市に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。 	<p>東温市役所 社会福祉課 障がい福祉係</p> <p>〒791-0292 東温市見奈良 530番地1</p> <p>電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446</p>





④ 医療費等の助成や給付について

お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。

●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
子ども医療費助成	子ども（中学生まで）にかかる入院・通院医療の一部負担金について助成を行います。	いずれかの健康保険に加入している、0歳～中学3年生まで（15歳到達年度の3月31日まで）の子ども	東温市役所 社会福祉課 児童福祉係 〒791-0292 東温市見奈良 530番地1 電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446
ひとり親家庭等医療費助成	20歳に満たない児童を扶養しているひとり親家庭の母または父及び児童の入院・通院医療の一部負担金について助成を行います。	①ひとり親家庭の母または父及び児童（未婚で20歳に到達する誕生日の月末まで＊大学等に在学している場合は延長できる場合あり）（事実婚状態や異性の方と同居している場合などは該当しません） ②準ひとり親家庭の祖母若しくは祖父と孫、または姉若しくは兄と弟妹 ③父母のいない児童 ④家庭主に所得税が課税されていない家庭	
未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、必要な医療を給付します。	出生体重が2,000g以下、もしくは医師が入院養育を必要と認めたもの ※生計を同一にする世帯全員に課税された市町村民税の合計額により、世帯の月額自己負担額が決定されます。	東温市役所 健康推進課 母子保健係 〒791-0211 東温市見奈良 490番地1 総合保健福祉センター 電話：089-964-4407 FAX：089-964-0064
小児慢性特定疾病医療費助成	国の指定する小児の慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。）	中予保健所 健康増進課 〒790-8502 愛媛県松山市 北持田町132番地 難病・母子保健係 電話：089-909-8757 FAX：089-931-8455 E-mail:chu-kenkozosin@pref.ehime.lg.jp

助成・給付	内容	対象	窓口
難病の医療費助成	国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。	指定難病と診断されている方で、以下の①～②に該当する方 ①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方または、上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える月が年間3回以上ある方 ②公的医療保険（国民健康保険や健康保険など）に加入している方、または生活保護受給者	中予保健所 健康増進課 〒790-8502 愛媛県松山市 北持田町132番地 難病・母子保健係 電話：089-909-8757 FAX：089-931-8455 E-mail： chu-kenkozosin @pref.ehime.lg.jp
重度心身障害者医療費助成	重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、療育手帳B及び身体障害者手帳の両方を持っている方	東温市役所 社会福祉課 〒791-0292 東温市見奈良 530番地1 電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446
自立支援医療（育成医療）	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。 ※所得制限等の要件あり	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③東温市に住民登録があること	

助成・給付	内容	対象	窓口
自立支援医療 (精神通院)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1力所までの登録となります。	東温市役所 社会福祉課 〒791-0292 東温市見奈良 530番地1 電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446
自立支援医療 (更生医療)	指定自立支援医療機関で受ける、18歳以上の身体障がいのある方の医療費が1割負担になります。ただし、低所得者や高額治療継続者等には負担額に上限が設定されます。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方で、愛媛県身体障害者更生相談所で給付が必要と認められた方	

●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
小児慢性 特定疾病児童等 日常生活用具 給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	①小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの方 ②障害者総合支援法などの他の施策対象外の方 ③在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方 ④東温市に住民票がある方	東温市役所 健康推進課 母子保健係 〒791-0211 東温市見奈良 490番地1 電話： 089-964-4407 FAX： 089-964-0064



給付	内容	対象	窓口
補装具費の支給	身体障がい者(児)及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の交付及び修理に要する費用の支給を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障がい <ul style="list-style-type: none"> …視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 ○聴覚障がい <ul style="list-style-type: none"> …補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る) ○肢体不自由 <ul style="list-style-type: none"> …義肢、装具、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、車椅子、電動車椅子、歩行者、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意志伝達装置 ○内部障がい <ul style="list-style-type: none"> …車椅子、電動車椅子、歩行者、歩行補助つえ 	<p>東温市役所 社会福祉課 障がい福祉係</p> <p>〒791-0292 東温市見奈良 530番地1</p> <p>電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446</p>
日常生活用具給付	心身障がい者等が在宅での日常生活をより円滑に行うための用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障がい <ul style="list-style-type: none"> …視覚障害者用ポータブルレコーダー(又はテープレコーダー)、視覚障害者用時計、点字タイプライター、電磁調理器、音声式体温計、点字図書、音声式体重計、視覚障害者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字器、情報・通信支援用具、地デジ対応ラジオ、音声式血圧計 ○聴覚障がい <ul style="list-style-type: none"> …聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用電池、人工内耳体外機、人工内耳用イヤモールド ○肢体不自由 <ul style="list-style-type: none"> …便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、訓練いす、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、T字状・棒状のつえ、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修)、情報・通信支援用具 ○内部疾患・その他 <ul style="list-style-type: none"> …透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、火災警報器、自動消火器、頭部保護帽、人工喉頭、ストーマ用装具、紙おむつ、収尿器、パルスオキシメーター <p>※ 原則1割負担。また所得に応じて月額負担上限額あり</p>	

⑤-(a) 訪問看護について

訪問看護は、看護師や保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

* 愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P181参照

⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	東温市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒791-0292 東温市見奈良 530番地1 電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せず社会生活上の適応行動に障がいをとまなう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がい程度には、A、Bがあります。	「概ね18歳までの発達期に発現した一般的知的機能の障がい」と「日常的、社会的適応の困難性」の両方を有している方	

	手帳	内容	対象	窓口
③	精神障害者 保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。 1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方 てんかんや知的障がいを伴わない広汎性発達障がいを含みます。	東温市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒791-0292 東温市見奈良 530番地1 電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446

⑤-(c) 障害福祉サービスについて

○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

※東温市以外（松山市等）の事業所も利用することができます。

※市の支給決定を受けて、事業所の利用を希望する場合には、該当事業所に直接ご連絡をお願いいたします。

*愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P181参照



○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進や、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもが、児童発達支援センターや事業所で、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	小学校就学前の障がいのある子ども(身体障がい児、知的障がい、発達障がい児を含む精神障がい児)	東温市役所 社会福祉課 障がい福祉課 〒791-0292 東温市見奈良 530番地1
②	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	小学校就学前の障がいのある子ども(重症心身障害児)	電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援です。	保育所や幼稚園、認定子ども園、小学校、特別支援学校等に通っている障がいのある児童	
④	放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行うサービスです。	学校教育法に規定する学校(小・中・高校)に就学している障がいのある児童 ※高校を卒業しても放課後等デイサービスでの福祉を受ける必要があると判断された場合は20歳まで引き続き放課後等デイサービスに通うことができます。	

* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P181参照

○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	東温市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒791-0292 東温市見奈良 530番地1 電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446 愛媛県保健福祉部 福祉総合支援 センター
②	医療型 障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・疾病の治療 ・看護 ・医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援や助言 ・身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障害児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	〒790-0811 愛媛県松山市 本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内 電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234

* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P181参照

● 居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内容	対象	窓口
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児はこれに相当する支援の度合と認められた場合に利用できます。	東温市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒791-0292 東温市見奈良 530番地1 電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446
	重度障害者等 包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護等複数のサービスを組み合わせ、包括的に提供します。	障害支援区分6である方のうち、意思疎通に著しい困難を有するものであって、次のいずれかに該当する方 ①重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある者のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者もしくは最重度知的障がい者もしくは最重度知的障がい者 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上である方 ※障がい児も、区分6に相当する心身の状態であって、上記の要件を満たし審査会の判定を経たのちに利用できます。	
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	

	サービス	内容	対象	窓口
介護給付	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。	障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上の方 ※障がい児はこれに相当する支援の度合と認められた場合に利用できます。	東温市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒791-0292 東温市見奈良 530番地1 電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動の援護等の外出支援を行います。	同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ「移動障がい」の点数が1点以上の者 ※障害支援区分の認定は不要 ※障がい児はこれに相当する支援の区分と認められた場合に利用できます。	
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する全身性障がい者・知的障がい者・精神障がい者に、円滑に外出できるよう、移動の支援を行います。	①単独で外出することが困難な18歳以上の全身性障がい者であって、身体障害者手帳における肢体不自由の程度が1級に該当し、かつ両上肢及び両下肢の障害等級が1級若しくは2級の機能障がいを有する者 ②付き添いを必要とする知的障がいのある方 ③付き添いを必要とする精神障がいのある方 ④障害者総合支援法の対象となる難病の患者で①に準ずる方	

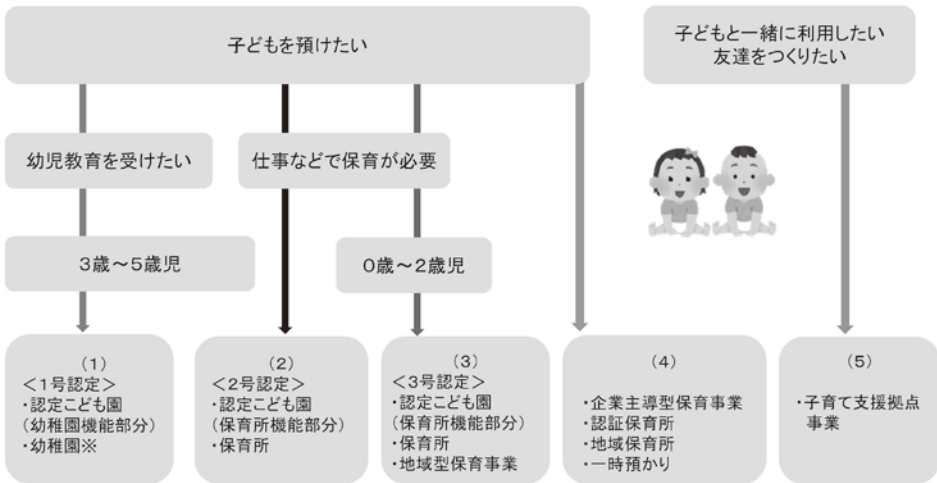
	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業	①知的障害厚生相談所において知的障がい有すると判定された者 ②身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者 ③障害者総合支援法の対象となる難病の患者で18歳未満の者	東温市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒791-0292 東温市見奈良 530番地1 電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446
	重度障害者入院時コミュニケーション支援	入院時に医療従事者との意思疎通が困難な重度の障がい者に対し、意思疎通支援者を派遣します。	意思疎通が困難で介護者がいない障がい者(児)	
地域生活支援事業	地域活動支援センター	障がいのある方が地域において自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、創作活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進を図る場所です。	市内在住の障がいのある方	東温市役所 社会福祉課 障がい福祉係 〒791-0292 東温市見奈良 530番地1 電話： 089-964-4406 FAX： 089-964-4446 おかけや 〒791-0292 東温市見奈良 1429番地24 電話： 089-955-0887 http://npo-invisible.org/okakeya/#ain01
生活福祉資金貸付事業	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用住宅の賃貸契約を結ぶための費用など	低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯等	東温市社会福祉協議会 〒791-0211 東温市見奈良 490番地1 電話： 089-955-5535

	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯等	東温市社会福祉協議会 〒791-0211 東温市見奈良 490番地1 電話： 089-955-5535
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用		
	教育支援費 就学支度費	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援費 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費 ○就学支度費 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 		



⑥ 入園について

○保育所等の利用について



※松山市HPより引用

※幼稚園のうち、私立幼稚園には、新制度に移行している幼稚園と新制度に移行していない幼稚園があります。新制度に移行していない幼稚園への入園を希望する場合は、1号認定を受ける必要はありません。

子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	窓口	
幼稚園	なし	3～5歳	新制度に移行していない幼稚園	認定なし	保育幼稚園課 相談窓口 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良 530番地1 電話： 089-964-4484 FAX： 089-964-4449 E-mail： hoikuyoutien@city. toon.ehime.jp
			新制度に移行している幼稚園	1号認定	

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	窓口
認定こども園	なし	3～5歳	幼稚園機能部分(1号認定)	保育幼稚園課 相談窓口 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良 530番地1 電話： 089-964-4484 FAX： 089-964-4449 E-mail： hokuyoutien@city. toon.ehime.jp
			保育所機能部分(2号認定)	
保育所	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	0～2歳	3号認定	
		3～5歳	2号認定	
		0～2歳	3号認定	
認可外保育施設		0～5歳	認定なし	
子育て支援拠点事業	なし	0～5歳	認定なし	

○一時保育について

東温市に住所がある満1歳から小学校就学までの児童に対して、保護者のパート就労や病気、その他の理由により、家庭保育が一時的に困難な場合、保育所でお預かりする一時保育事業を東温市立拝志保育所及び南吉井第二保育所で行っています。

東温市の一時保育について

項目	条 件		
対象	東温市に住所がある満1歳から小学校就学前の児童（歩行と離乳食が完了しているお子さん）		
利用定員	1日あたり6人程度（受入児童の状況により変更することがあります）		
利用料金 （給食代含む）	3歳未満 1日利用 2,000円／半日利用 1,000円 3歳以上 1日利用 1,500円／半日利用 750円 * 市民税非課税世帯は半額、生活保護世帯は無料になります。		
利用上限	週4日かつ月に15日以内		
実施場所	拝志保育所	東温市下林甲2031	電話：089-964-3003
	南吉井第二保育所	東温市牛淵2003-3	電話：089-964-3122
保育時間	平 日 午前8時30分から午後4時30分まで(1日又半日利用) 土曜日 午前8時30分から午後12時30分まで(半日利用)		

※東温市外の方で、東温市に実家があり、里帰り出産をされる方も利用が可能です。
ただし、出産予定月をはさんで産前・産後各2か月の合計5か月の間における利用に限ります。

●申込方法

- 1.利用の前に、利用を希望する保育所で面接を行い、登録を行います。拝志保育所または南吉井第二保育所に、電話または来所して、面接の申し込みをしてください。
- 2.利用の申し込みは、利用する前の月の10日から20日まで（原則午前9時～午後3時の間）に登録した保育所で受付をします。
- 3.申し込み期間を過ぎても、緊急時や空きがある場合には相談に応じます。
- 4.保育料は、利用時にお申し込みください。

- 利用案内、利用申込書などは、東温市公式HP「一時保育のご案内」
(<https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/24/1276.html>)
よりダウンロードができます。



○病児・病後児保育について

東温市では、石川小児科に事業委託をして、「病児・病後児保育」を行っています。
「病児・病後児保育」とは、保護者の就労等の理由により、病気中のお子さまを家庭で保育ができない場合に、専門施設で看護師や保育士が一時的にお預かりをします。

病児・病後児保育の実施施設

事業者	所在地	対象者	利用時間	利用料	問い合わせ先
石川小児科内 「ジョイルーム」 (定員6名)	東温市横河原 337-1	東温市または 松山市在住の 乳幼児及び 小学校1年生 から6年生	平日: 8:30~18:00 土曜日: 8:30~13:00	1日1,500円 *所得税、市 民税非課税 世帯は減免 あり	電話: 089-955-0333

利用にあたって

- ①事前登録が必要です。市役所保育幼稚園課 *1または「ジョイルーム」でお申し込みください。
- ②利用希望者は、次の方法で予約をお願いします。
 - 1) 石川小児科のホームページからの予約（前日19:00~当日朝7:30まで）
 - 2) 電話（089-955-0333）での予約（当日朝7:45~8:00）
 利用が確定したら8:15までにメールまたは電話で連絡します。

*1 東温市役所 保育幼稚園課 子育て支援係

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1（市役所4階）電話：089-964-4484

※松山市の4施設でも利用可能です。各施設利用方法等が異なりますので、お問い合わせください。

- ・石丸小児科（松山市三番町）089-921-2918
- ・芳村小児科医院（松山市保免西）089-971-0800
- ・天山病院（松山市天山）089-946-1515
- ・愛媛生協病院（松山市来住町）089-961-1307

⑦ 就学について

○教育相談について

- ・ お子様の情緒や不登校等に心配や学校でのお悩みやいじめなど、教育に関する相談を行っています。保護者の方やお子さまからの相談について、教育相談員が応じます。

教育相談場所

名称	場所	住所	電話番号	内容
重信教育相談室	中央公民館1階	東温市田窪2370番地	089-964-3437	いじめ・非行等の相談について
川内教育相談室	川内公民館1階	東温市南方264番地	089-966-6150	いじめ・非行等の相談について
適応指導教室 「ひだまり」	総合保健福祉 センター3階	東温市見奈良 490番地1	089-990-1226	不登校の相談について
学校教育課	東温市役所4階	東温市見奈良 530番地1	089-964-4420	学校教育全般の相談について

- ・ 申し込み方法：上記表の連絡先までご連絡ください。

○就学時健康診断

- ・ 小学校・中学校に入学される児童・生徒の保護者の方に、1月末日までに入学する学校を指定した「就学通知書」をお送りします。
- ・ 小学校の入学者については、入学する年の前年の10月頃に「就学時健康診断実施通知書」をお送りしますので、健康診断を受けてください。

問い合わせ先：東温市役所 学校教育課 学事係
〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1 市役所4階
電話：089-964-4420



◇就学先

就学分類	概要	対象
通常の学級	通常の学級です。	
通常の学級＋ 通級による指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態です。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD) など
特別支援学級	障がいの種別ごとに少人数によるきめ細やかな指導を行う学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行っていますが、障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考にし、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症、情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)

※東温市教育相談で、通級指導教室および特別支援学級の入退級相談を行っています。

● 特別支援学級または通級指導教室を設置している東温市内の小学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
北吉井小学校	東温市志津川131番地	089-964-2119	○	—
南吉井小学校	東温市田窪1100番地	089-964-3504	○	○
上林小学校	東温市上林甲2565番地	089-964-3574	○	—
川上小学校	東温市北方甲2655番地	089-966-2021	○	○
西谷小学校	東温市則之内乙835番地	089-960-6411	○	—

※障がい種別は学校により異なります。

● 特別支援学級または通級指導教室を設置している東温市内の中学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
重信中学校	東温市志津川991番地	089-964-2007	○	○
川内中学校	東温市南方467番地1	089-966-2031	○	○

※障がい種別は学校により異なります。

● 愛媛県内の特別支援学校

学校名	住所	電話番号	障がい種別
松山盲学校	松山市久万ノ台112	089-922-3655	視覚障がい
松山聾学校	松山市馬木町2325	089-979-2211	聴覚障がい
宇和特別支援学校 [聴覚障がい部門]	西予市宇和町卯之町3-85	0894-62-0061	
しげのぶ特別支援学校	東温市田窪2135	089-964-2258	肢体不自由 病弱
新居浜特別支援学校川西分校	新居浜市宮西町4-46	0897-31-1121	肢体不自由
宇和特別支援学校 [肢体不自由部門]	西予市宇和町卯之町3-85	0894-62-0061	
みなら特別支援学校	東温市見奈良1545	089-964-2395	知的障がい
みなら特別支援学校 松山城北分校	松山市馬木町2325	089-979-5650	
今治特別支援学校	今治市桜井乙32-313	0898-47-0355	
宇和特別支援学校 [知的障がい部門]	西予市宇和町永長1287-1	0894-62-5135	
新居浜特別支援学校	新居浜市本郷3-1-5	0897-31-6656	
新居浜特別支援学校 みしま分校	四国中央市三島中央 3丁目2-23	0896-24-5625	
愛媛大学教育学部附属 特別支援学校	松山市持田町1-5-22	089-913-7891	